

(例) EDR電子化辞書利用許諾契約書

平成 年 月 日

(甲)

東京都小金井市貫井北町4-2-1
独立行政法人 情報通信研究機構
契約担当理事 ** **

(乙)

住所
企業等名称
役職 氏名

甲と乙とは、次の契約の要綱（以下「要綱」という。）に記載のEDR電子化辞書（以下「EDR辞書」という。）の利用許諾に関し、要綱及び契約の条項（以下要綱とあわせて「本契約」という。）のとおり契約を締結し、その証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有するものとします。

【 契 約 の 要 綱 】

1	EDR辞書名	末尾基本利用許諾料明細表のとおりとします。	
2	納入期日	平成 年 月 日	
3	取引金額	基本利用許諾料	金 円
		(一括払)	(内訳明細は末尾明細表の通りとします。)
	消費税額	金 円	
	合計	金 円	
4	契約期間	本契約の有効期間は、契約締結日から3年間とし、乙が契約を終了させようとする場合、期間満了の3ヵ月前までに甲所定の解約通知書により解約日を甲に通知するものとし、解約通知がない場合には、同一条件をもって更に1年間有効に存続するものとし、その後も同様とします。なお、1年毎の延長に際して、基本利用許諾料をその都度追加して支払う必要はないものとします。	

【 契 約 の 条 項 】

第1条（契約の主旨）

甲は乙に対して、EDR辞書について第3条に定める内容の権利（以下利用権）という。）を許諾するものとし、乙は当該利用権許諾の対価として第7条に定める利用許諾料（以下「利用許諾料」という。）を甲に対し支払うものとし、

第2条（EDR辞書の納入）

甲は、本契約に基づきEDR辞書を要綱2記載の納入期日までに甲所定の提供形態で乙に納入します。乙は、甲から提供された各EDR辞書の内容を確認のうえ、甲所定の物品受領書に記名押印し甲に提供するものとし、当該押印日をもって当該各EDR辞書に関する乙の甲に対する検収が完了するものとし、

第3条（EDR辞書の利用権）

1. 本契約に基づき乙に許諾されたEDR辞書の利用権は基本利用権及び個別利用権からなり、全世界における非独占の権利であり、それらの内容は次のとおりとします。
 - (1)基本利用権に基づき、乙は自らの言語処理などの各種研究及びEDR辞書を用いた自らの製品の研究開発の目的で、本契約期間中次のことを行うことができるものとし、
 - ①EDR辞書を自ら使用すること
 - ②前①に基づく使用及び保管のために必要な部数までEDR辞書の全部又は一部を複製すること（自らが既に保有する電子化辞書にEDR辞書のデータを一部追加することを含む。）
 - ③前①に基づく使用のためにEDR辞書の全部又は一部を改変、編集、語彙追加等（以下「改変等」という。）をなすこと
 - (2)乙は、EDR辞書の全部又は一部をそのまま又は改変等を行い、これを組み込んだ製品又はサービス（自らが既に保有する電子化辞書にEDR辞書のデータを一部追加し、当該電子化辞書を組み込んだ製品及びサービスを含み、以下「対象製品」という。）について、当該対象製品毎に甲乙間で次条に基づく販売許諾契約（以下「個別契約」という。）を締結した場合、当該個別契約の有効期間中、乙は、個別利用権に基づき、次のことを行うことができます。
 - ①対象製品への組み込みのためにEDR辞書の全部又は一部を複製、改変等すること
 - ②対象製品に組み込んだ状態のEDR辞書を顧客に直接又は販売会社、ディーラ、リース会社その他乙が認める第三者（以下「販売会社」という。）を経由して販売すること
 - ③対象製品を自らの業務（前第1項第(1)号記載の業務を除く。）に使用すること
2. 前項に基づき複製又は改変等がなされたEDR辞書（但し、対象製品にEDR辞書のデータを一部追加した場合は、その追加部分に限る。）も本契約に基づくEDR辞書とし、特に定めのない限り本契約の各条項が共通に適用されるものとし、
3. EDR辞書に日本語コーパス又は英語コーパスが含まれる場合、乙は、前第1項第(2)号の定めにかかわらず、それらのコーパスを構成するテキスト情報を対象製品および当該対象製品のマニュアル、パンフレット、カタログ、説明資料等（以下「説明資料等」という。）に組み込み、または転載することはできないものとし、
4. 前第1項第(2)号における販売とは、顧客にEDR辞書を使用する権利を許諾することであり、再販売を目的とするEDR辞書の複製権、改変権等の許諾は当該販売には含まれないものとし、以下同様とします。なお、乙は、当該EDR辞書につき第三者に再販売を目的とするEDR辞書の複製権、改変権等を許諾する場合には、別途甲の文書による事前の許諾を得るものとし、
5. 乙は、EDR辞書及びその利用権について、第三者に対しこれを譲渡、貸与し又は再利用権の許諾又は担保の目的に供することはできないものとし、但し、乙は、前第1項第(2)号に定める対象製品の開発、製造、保守、修理、復旧を第三者に委託する場合には、当該委託作業の目的に限り、EDR辞書の全部又は一部を当該第三者に貸与できるものとし、また当該委託作業期間並びに目的に限り、当該EDR辞書の複製、改変等を当該第三者に許諾することができるものとし、

第4条（個別契約）

1. 個々の対象製品に関する甲乙間の個別契約は、甲乙両者記名押印する甲所定の「利用製品確認書」をもって行うものとします。
2. 個別契約には、別段の定めのない限り、本契約の各条項が共通に適用されるものとします。

第5条（対象製品の販売）

1. 乙は、対象製品を販売するにあたり、その販売条件、方法又はいずれの販売会社を用いて販売するか等については、何ら甲の拘束を受けることなく、乙が自由に決定できるものとします。また、乙が販売した対象製品の顧客あるいは販売会社に対するメンテナンス等のサポートは一切乙の責任において行われるものとします。
1. 乙は、対象製品の説明資料等を作成するに際し、甲が別途インターネットその他の方法により頒布するE D R辞書に関するマニュアルの一部をそのまま又は改変して、引用、転載、複製し出版できるものとします。また、乙は、対象製品の説明資料等に、当該対象製品ではE D R辞書を使用している旨を言及することができるものとします。

第6条（瑕疵責任）

甲は、E D R辞書の瑕疵に関し、法律上の理由を問わず、いかなる責任も負わないものとします。

第7条（利用許諾料）

1. 乙は、第3条第1項第(1)号に規定する基本利用権の対価として、要綱3記載の基本利用許諾料（以下「基本利用許諾料」という。）を甲に支払うものとします。
2. 甲は、前項に基づいて乙から甲に支払われた基本利用許諾料については、いかなる理由による場合にも、これを返却しないものとします。
3. 第3条第1項(2)号に規定する個別利用権の対価については、「利用製品確認書」の定めに従うものとします。

第8条（支払方法）

乙は、基本利用許諾料につき、要綱3記載の取引金額を第2条に基づく検収完了日の翌月末日までに甲の指定する銀行口座に振り込む方法により一括して甲に支払うものとします。なお、振り込みに要する手数料は乙が負担するものとします。

第9条（遅延金）

前条の期日までに乙より、基本利用許諾料等の代金の納付が無い場合、前条の支払期日から支払までの日数に応じて、当該取引金額に年5パーセントの率を乗じて得た遅延金を取得するものとする。ただし、その額が500円未満であるとき、又は天災地変等やむを得ない理由に起因するものであるときは、これを付さないものとする。

第10条（第三者との紛争解決）

1. 甲は、E D R辞書が第三者の権利を侵害していないことを保証します。
2. 前項の定めにかかわらず、E D R辞書について第三者の権利を侵害するとして乙、販売会社又は顧客に対して何らかの請求がなされ若しくは訴えが提起される等の紛争が生じた場合、乙はすみやかにその旨を甲に通知するものとし、甲は、乙が当該紛争の解決に必要な権限を甲に授与することを条件として、甲自らの負担と責任において当該紛争を処理解決するものとします。但し、乙が改変等を行った部分について当該紛争が生じた場合は、甲はいかなる責任も負わないものとします。

第11条（秘密保持）

甲及び乙は、本契約並びに個別契約に基づき知り得た相手方の秘密情報を第三者に漏洩しないものとします。なお、甲及び乙は、相手方に秘密情報を開示する場合には、事前にその旨明示するものとします。但し、次の各号のいずれかに該当する情報は秘密情報には含まれないものとします。

- (1)開示の時点で既に公知の情報又は開示後受領当事者の責によらずして公知となった情報
- (2)受領当事者が開示の時点で既に保有していた情報
- (3)権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報
- (4)受領当事者が相手方から開示された秘密情報によらずして独自に開発習得した情報

第12条（契約期間）

本契約の有効期間は要綱4記載のとおりとします。

第13条（即時解約）

1. 甲又は乙が次の各号のいずれかに該当したときは、相手方はなんらの通知催告を要せず即時に本契約又は個別契約を将来に向かって解約できるものとします。
 - (1)差押え、仮差押え、仮処分、競売の申立て又は公租公課の滞納による差押えがあったとき
 - (2)手形・小切手の不渡りがあったとき又は破産、和議開始、会社整理開始若しくは会社更生手続開始の申立てがあったとき又は清算に入ったとき
 - (3)本契約又は個別契約に基づく債務を履行せず、相手方からの相当の期間を定めた催告があったにもかかわらずなおその期間内に履行がないとき
2. 乙は、前項各号のいずれかに該当し、個別契約が解約されたときは、当然に期限の利益を失い、当該個別本契約に係る利用許諾料その他甲に対する一切の債務をただちに甲に支払うものとします。
3. 甲又は乙は、前第1項各号のいずれかに該当したことにより相手方に損害を与えた場合は、前第1項による解約の有無にかかわらず当該債務不履行から生じる通常の直接損害を賠償するものとします。但し、本契約で特に定める場合を除くものとします。

第14条（契約終了後の措置）

1. 本契約が終了した場合、第3条第1項第(1)号に定める基本利用権及び商用利用権は消滅するものとし、当該基本利用権に基づき利用していた、甲から提供されたEDR辞書を甲に返却し、またEDR辞書の複製、改変等を行ったものを消去するものとします。
2. 本契約終了後も、第11条は有効に存続するものとします。

第15条（反社会的勢力の排除）

1. 甲及び乙（いずれも役員及び使用人を含む。）は、現在、次の各号のいずれにも該当しないこと、かつ、将来に亘っても該当しないことを確約する。
 - 1 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業
 - 2 総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等
 - 3 その他前各号に準ずる者
2. 甲及び乙（いずれも役員及び使用人を含む。）は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。
 - 1 暴力的な要求行為
 - 2 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 3 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - 4 風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - 5 その他前各号に準ずる行為

第16条（協議）

本契約に定めのない事項または本契約の各条項に関する解釈上の疑義に関しては、甲乙別途協議のうえ円満に解決を図るものとします。

以上